



熊本県公報

第 1 1 9 9 9 号

平成 23 年 4 月 8 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在地変更	（障がい者支援課）	2
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称変更	（ 〃 ）	2
○障害者就業・生活支援センターの指定取り消し	（労働雇用課）	2
○障害者就業・生活支援センターの指定	（ 〃 ）	2
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	（障がい者支援課）	2
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	（ 〃 ）	3
○保安林の指定	（森林保全課）	4
○保安林の指定	（ 〃 ）	4
○保安林の指定	（ 〃 ）	4
○道路の区域変更	（道路保全課）	5
○道路の区域変更	（ 〃 ）	5
○道路の供用開始	（ 〃 ）	6
○指定居宅介護支援事業者の指定	（高齢者支援課）	6
○指定居宅サービス事業者の指定	（ 〃 ）	6
○指定介護予防サービス事業者の指定	（ 〃 ）	6
○指定介護予防サービス事業者の指定	（ 〃 ）	6
○指定介護予防サービス事業者の指定	（ 〃 ）	7
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	（障がい者支援課）	7
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	（ 〃 ）	7
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	（ 〃 ）	7
○指定代理者納付者の指定	（税務課）	8
○指定居宅サービス事業者の指定	（高齢者支援課）	8
○指定介護予防サービス事業者の指定	（ 〃 ）	9
○指定居宅サービス事業者の指定	（ 〃 ）	9
○指定介護予防サービス事業者の指定	（ 〃 ）	9
○指定居宅サービス事業者の指定	（ 〃 ）	9
○指定介護予防サービス事業者の指定	（ 〃 ）	9
○指定居宅介護支援事業者の指定	（ 〃 ）	10
○指定居宅サービス事業者の指定	（ 〃 ）	10
○指定介護予防サービス事業者の指定	（ 〃 ）	10
○道路の区域変更	（道路保全課）	10
○道路の区域変更	（ 〃 ）	11
○道路の供用開始	（ 〃 ）	11
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	（障がい者支援課）	11
○予算の専決処分	（財政課）	12
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	（障がい者支援課）	16
○障害者雇用支援センターの指定取り消し	（労働雇用課）	16
公 告		
○都市計画法による開発行為工事完了公告	（建築課）	16
○熊本県献血推進計画	（薬務衛生課）	16
○土地改良区役員の変更及び就任の公告	（農村計画課）	18
○八代港港湾計画の変更の概要	（港湾課）	18
○都市計画法による開発行為工事完了公告	（建築課）	18
○都市計画法による開発行為工事完了公告	（ 〃 ）	19
○基本測量の終了	（監理課）	19
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの意見	（商工振興金融課）	19
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの意見	（ 〃 ）	19
○都市計画法による開発工事完了公告	（建築課）	20
○荒尾都市計画道路事業の認可	（都市計画課）	20

告 示

熊本県告示第385号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により次の保険医療機関等開設者から変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。
平成23年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

保険医療機関等開設者の名称	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
有限会社なかむら薬局	医療機関の所在地	天草市亀場町亀川113番地8	天草市亀場町亀川679番地1	平成21年5月14日

熊本県告示第386号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により次の保険医療機関等開設者から変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。
平成23年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

保険医療機関等開設者の名称	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
イオン九州株式会社	医療機関の名称	ジャスコクレア熊本店薬局	イオン薬局熊本クレア店	平成23年3月1日
		ジャスコ八代店薬局	イオン薬局八代店	平成23年3月1日

熊本県告示第387号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第35条において準用する同法第32条第1項の規定により、次のとおり障害者就業・生活支援センターの指定を取り消したので、同法第32条第2項の規定により次のとおり告示する。
平成23年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 名称 社団法人熊本県高齢・障害者雇用支援協会
熊本障害者就業・生活支援センター
- 住所 熊本県熊本市水道町8番6号朝日生命熊本ビル3階
- 事務所の所在地 熊本県熊本市水道町8番6号朝日生命熊本ビル3階
- 取消年月日 平成23年3月31日

熊本県告示第388号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第33条の規定により次の者を障害者就業・生活支援センターとして指定したので、同法第35条において準用する同法第27条第2項の規定により次のとおり告示する。
平成23年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 名称 社会福祉法人慶信会
熊本障害者就業・生活支援センター
- 住所 熊本県熊本市城南町藤山1276番地2
- 事務所の所在地 熊本県熊本市水道町8番6号朝日生命熊本ビル3階
- 指定年月日 平成23年4月1日

熊本県告示第389号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成23年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
訪問介護事業所 ドアーズ 熊本市鶴羽田町1040番地	株式会社doors 熊本市鶴羽田町1040番地 鶴田 典久	平成23年4月1日	4310101136	居宅介護・ 重度訪問介護
美里ケアサービスセンター 葦北郡芦北町大字天月1337-1	有限会社美里在宅支援事業所 葦北郡芦北町大字天月1337番地1 一川 清一	平成23年4月1日	4311910055	居宅介護・ 重度訪問介護
きずな 熊本市新南部3丁目7番76-2	社会福祉法人星峰会 熊本市新南部三丁目7番76-1号 東 三起夫	平成23年4月1日	4310101144	居宅介護・ 重度訪問介護
ヘルパーステーション大輪 宇城市松橋町松橋28番地8	合同会社大輪 宇城市松橋町松橋28番地8 大久保 君城	平成23年4月5日	4312700323	居宅介護・ 重度訪問介護

熊本県告示第390号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害者支援施設及び指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成23年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
障害者支援施設 しょうぶの里 熊本市小島9丁目14-58	社会福祉法人 熊本市 手をつなぐ育成会 熊本市花畑町3番1号 熊本市役所花畑別館内 川村 隼秋	平成23年4月1日	4310101151	生活介護
				施設入所支援
				短期入所
チャレンジめいとくの里 熊本市明徳町707番地1	社会福祉法人 明徳会 熊本市明徳町707番地1 権嶋 潤一郎	平成23年4月1日	4310101169	生活介護
				自立訓練（生活訓練）
				就労移行支援
				施設入所支援
ゆめくらし事業所 熊本市明徳町707番地1	社会福祉法人 明徳会 熊本市明徳町707番地1 権嶋 潤一郎	平成23年4月1日	4320101175	共同生活介護
				共同生活援助
くまもと江津湖通園センター 熊本市画図町重富字餅溝575番地	社会福祉法人 志友会 葦北郡芦北町大字芦北2813番地 篠原 千鶴	平成23年4月1日	4310101185	生活介護

つくしの里 菊池郡大津町大 字平川字葉山4 00番地	社会福祉法人 清和会 菊池郡大津町大字平川 字葉山400番地 西澤 峯雄	平成2 3年4 月1日	4312210174	生活介護
				施設入所支援
				短期入所

熊本県告示第391号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市深海町字後迫1869番1、1894番、1896番、1898番、1940番、1941番1、1941番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字後迫1894番、1869番1・1896番・1898番・1940番・1941番1・1941番2（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第392号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市本渡町本渡字下半川内2614番1、字上半川内2614番3、2619番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下半川内2614番1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第393号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市天草町下田北字松ノ平116番、116番1、116番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字松ノ平116番・116番1・116番2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年4月8日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	443号	上益城郡益城町大字小池字稗田 2255番2地先から 同町大字小池字前田 2190番1地先まで	前	10.0 ～ 25.9	300.3	活力基盤改築 (右折レーン設置)
			後	15.3 ～ 28.6	300.3	
一般県道	小池竜田線	上益城郡益城町大字小池字前田 2180番地先から 同町大字島田字杉ノ下 64番1地先まで	前	4.3 ～ 15.2	1,595.9	活力基盤改築 (バイパス発生)
			後	4.3 ～ 15.2	1,595.9	
				12.9 ～ 65.6	1,561.5	

2 区域を変更する期日 平成23年4月8日

熊本県告示第395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年4月8日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	和仁山鹿線	山鹿市城字古閑ノ下 1541番1地先から 同所 1510番地先まで	前	5.2 ～ 23.4	144.8	地基創改(改築に伴う拡幅)
			後	9.8 ～ 39.7	144.8	

2 区域を変更する期日 平成23年4月8日

熊本県告示第396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年4月8日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年4月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	上益城郡御船町大字木倉字三藏 1130番2地先から 同町大字辺田見字目抜 34番地先まで	473.0	広域連携改築 (新道)

2 供用を開始する期日 平成23年4月8日

熊本県告示第397号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成23年4月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所なごみ苑 球磨郡多良木町多良木895番地 6	医療法人社団仁田畑クリ ニック	平成23年4月1日

熊本県告示第398号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年4月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

(通所リハビリテーション)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
通所リハビリテーションなごみ苑 球磨郡多良木町多良木895番地 6	医療法人社団仁田畑クリ ニック	平成23年4月1日

熊本県告示第399号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年4月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防通所リハビリテーション)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
通所リハビリテーションなごみ苑 球磨郡多良木町多良木895番地 6	医療法人社団仁田畑クリ ニック	平成23年4月1日

熊本県告示第400号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年4月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所すいぜんじ 熊本市水前寺五丁目1番24号	医療法人瑞恭会	平成23年4月5日

熊本県告示第401号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成23年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所すいぜんじ 熊本市水前寺五丁目1番24号	医療法人瑞恭会	平成23年4月5日

熊本県告示第402号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成23年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
障害者支援施設 白鳩園 合志市御代志722-1	社会福祉法人山紫会 合志市御代志字丸山722番の1 青木 建二	平成23年 4月1日	4312900220	生活介護 施設入所支援

熊本県告示第403号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成23年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
就労支援事業所 白鳩園 合志市御代志722-1	社会福祉法人山紫会 合志市御代志字丸山722番の1 青木 建二	平成23年 4月1日	4312900238	就労移行支援（一般型） 就労継続支援B型
白鳩園共同生活事業所 さくら 合志市御代志722-1	社会福祉法人山紫会 合志市御代志字丸山722番の1 青木 建二	平成23年 4月1日	4322900244	共同生活援助

熊本県告示第404号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成23年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
ワーキングオフィス きらり 宇土市城之浦町10 8番地9 102号	株式会社 ヨシダ プロテクト 宇土市城之浦町1 08番地9 10 2号 吉田 光宏	平成23年 4月1日	4312300132	就労継続支 援A型
障がい者支援センタ ー 阿蘇きぼうの家 阿蘇市西町530番 地	NPO法人 阿蘇 きぼうの家 阿蘇市西町530 番地 平 武徳	平成23年 4月1日	4312800081	就労継続支 援B型
相談支援センター オーシャン 八代市通町六号20 番地	社会福祉法人 八 代愛育会 八代市二見本町2 40番地 古田 利成	平成23年 4月1日	4330200447	相談支援
苓南寮グループホー ム事業所 天草市北原町5番1 4号	社会福祉法人 北 斗会 天草市北原町8番 37号 金澤 典子	平成23年 4月1日	4323000440	共同生活援 助
グループホーム き らめき 天草郡苓北町上津深 江字西大田10番地	社会福祉法人 啓 仁会 天草郡苓北町上津 深江字西大田10 番地 中村 義彦	平成23年 4月1日	4322100092	共同生活援 助

熊本県告示第405号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第25条の2の規定により告示する。

平成23年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定代理納付者の氏名又は名称及び住所
ヤフー株式会社
東京都港区赤坂九丁目7番1号
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入の内容
ふるさとくまもと応援寄附金
- 3 指定代理納付者に代理納付させる期間
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカードの種類
次の国際ブランドマークが付されたクレジットカード
 - (1) V I S A
 - (2) M a s t e r C a r d
 - (3) J C B
 - (4) A m e r i c a n E x p r e s s
 - (5) ダイナース

熊本県告示第406号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成 2 3 年 4 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護ステーションしらぬい 八代市高小原町 1 5 0 9 番地の 1	社会福祉法人しらぬい会	平成 2 3 年 4 月 1 日

熊本県告示第 4 0 7 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
平成 2 3 年 4 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護ステーションしらぬい 八代市高小原町 1 5 0 9 番地の 1	社会福祉法人しらぬい会	平成 2 3 年 4 月 1 日

熊本県告示第 4 0 8 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 2 3 年 4 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション水と緑 宇城市松橋町久具 9 9 番地	株式会社真和福祉会	平成 2 3 年 4 月 1 日

熊本県告示第 4 0 9 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
平成 2 3 年 4 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション水と緑 宇城市松橋町久具 9 9 番地	株式会社真和福祉会	平成 2 3 年 4 月 1 日

熊本県告示第 4 1 0 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 2 3 年 4 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
老人デイサービスセンター葉山苑 天領の杜 天草市本町下河内 2 2 3 3 番地	社会福祉法人啓世会	平成 2 3 年 4 月 1 日

熊本県告示第 4 1 1 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
平成 2 3 年 4 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
老人デイサービスセンター葉山苑 天領の杜 天草市本町下河内 2 2 3 3 番地	社会福祉法人啓世会	平成 2 3 年 4 月 1 日

熊本県告示第 4 1 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 4 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所すいぜんじ 熊本市水前寺五丁目 1 番 2 4 号	医療法人瑞恭会	平成 2 3 年 4 月 5 日

熊本県告示第 4 1 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 4 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
老人短期入所事業 和光苑 水俣市袋字鳥越 2 5 0 1 番地 2 5 2	社会福祉法人広徳会	平成 2 3 年 4 月 1 日

熊本県告示第 4 1 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 3 年 4 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
老人短期入所事業 和光苑 水俣市袋字鳥越 2 5 0 1 番地 2 5 2	社会福祉法人広徳会	平成 2 3 年 4 月 1 日

熊本県告示第 4 1 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 3 年 4 月 8 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 3 年 4 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本菊鹿線	熊本市薬園町 2 9 番地先から 同所 1 5 5 番地先まで	前	9.8 ～ 27.6	233.0	活基総街（改築に伴う拡幅）
			後	11.8 ～ 50.2	238.9	

一般県道	熊本菊陽線	熊本市薬園町 29番地先から 同市子飼本町 165番1地先まで	前	14.6 ～ 27.6	441.0
			後	18.1 ～ 50.2	

2 区域を変更する期日 平成23年4月8日

熊本県告示第416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年4月8日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年4月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	並建熊本線	熊本市池上町字平良石 607番2地先から 同市池上町字南平 355番地先まで	前	41.3 ～ 84.0	109.3	住市総街（延伸）
			後	41.3 ～ 86.1		
		熊本市春日五丁目 37番地先から 同市春日四丁目 194番地先まで	前	31.0 ～ 31.0	88.2	
			後	31.0 ～ 33.6		

2 区域を変更する期日 平成23年4月8日

熊本県告示第417号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年4月8日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年4月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	並建熊本線	熊本市春日五丁目 37番地先から 同市春日四丁目 194番地先まで	88.2	住市総街（延伸）

2 供用を開始する期日 平成23年4月8日

熊本県告示第418号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成23年4月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
就労支援センターふくとく 菊池市旭志新明69 9番地2	NPO法人 ふくとく 菊池市旭志新明6 99番地2 有働 悦久	平成23年 4月1日	4311200150	就労継続支 援B型

熊本県告示第419号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により平成23年3月31日付けで専決した平成22年度熊本県一般会計補正予算（第12号）の要領は、次のとおりである。

平成23年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 57 号

平成22年度熊本県一般会計補正予算（第12号）

平成22年度熊本県の一般会計の補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ601,846千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ788,383,321千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

平成23年3月31日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		155,882,716	44,680	155,927,396
	1 国庫補助金	113,331,045	44,680	113,375,725
2 繰入金		27,265,187	557,166	27,822,353
	1 基金繰入金	26,260,341	557,166	26,817,507
3 県 債		120,453,347		120,453,347
	1 県 債	120,453,347		120,453,347
歳 入 合 計		787,781,475	601,846	788,383,321

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		48,204,358		48,204,358
	1 総務管理費	30,642,170		30,642,170
2 民 生 費		92,741,210	601,846	93,343,056
	1 社会福祉費	63,452,025		63,452,025
	2 児童福祉費	24,865,439	601,846	25,467,285
3 衛 生 費		49,263,202		49,263,202
	1 環境衛生費	10,060,625		10,060,625
4 土 木 費		81,142,834		81,142,834
	1 土木管理費	7,511,986		7,511,986
	2 河川海岸費	15,931,030		15,931,030
歳 出 合 計		787,781,475	601,846	788,383,321

第 2 表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
砂 防 国 庫 補 助 事 業 費	千円 2,166,000	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他	年5.0% 以 内 (但し、 利率見直 し方式で	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等	千円 2,305,000	(補 正 前 に 同 じ)		
砂防直轄事業 負 担 金	143,000	(借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部もしくは 全部を翌年度 以降に繰り下 げて借り入れ することができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	借り入れ る資金に ついて、 但し、県財 政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができ る。	154,000				
退職手当債	4,400,000		借り入れ る資金に ついて、 但し、県財 政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができ る。	4,250,000				
計	6,709,000				6,709,000			

熊本県告示第 420 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 51 条の規定により公示する。
平成 23 年 4 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
れん 熊本市戸島五丁目 8 番 6 号	社会福祉法人 ライン工房 熊本市戸島五丁目 8 番 6 号 武田 幸之助	平成 23 年 4 月 1 日	4320101191	共同生活援助
				共同生活介護
多機能型事業所 カサ・チコ 熊本市御幸西二丁目 6 5 9 番地 3	社会福祉法人 アバンセ 熊本市御幸西二丁目 6 5 9 番地 3 三山 哲也	平成 23 年 4 月 1 日	4310101201	就労移行支援（一般型）
				就労継続支援 A 型
				就労継続支援 B 型

熊本県告示第 421 号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 32 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、障害者雇用支援センターの指定を取り消したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。
平成 23 年 4 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 社団法人熊本県高齢・障害者雇用支援協会
熊本障害者雇用支援センター
- 2 住所 熊本県熊本市水道町 8 番 6 号朝日生命熊本ビル 3 階
- 3 事務所の所在地 熊本県合志市合生 4 3 0 0 番地
- 4 取消年月日 平成 23 年 3 月 3 1 日

公 告

熊本県公告第 182 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。
平成 23 年 4 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
（8-1 工区）
菊池郡大津町美咲野二丁目 1 6 7 0 番 1 4、同 1 7 1 0 番 3 の一部、同 1 7 2 2 番 1、同 1 7 2 9 番 8、同 1 7 2 9 番 1 2、同 1 7 2 9 番 1 4、同 1 7 2 9 番 1 9、同 1 7 3 3 番 1、同 1 8 5 8 番 4、同美咲野四丁目 1 7 2 9 番 1 3、同 1 7 2 9 番 1 5、同 1 7 2 9 番 2 5、同 1 7 3 3 番 2、同 1 7 3 3 番 3、同 1 7 3 5 番 5 及び里道 4 4、5 8 8. 6 2 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
福岡市博多区博多駅前 3 丁目 2 5 番 2 1 号
九州旅客鉄道株式会社
東京都港区虎ノ門 1 丁目 2 0 番 1 0 号
西松建設株式会社
東京都港区芝浦 1 丁目 2 番 3 号
清水建設株式会社

熊本県公告第 183 号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号）第 10 条第 4 項の規定により平成 23 年度熊本県献血推進計画を次のとおり定めたので、同条第 5 項の規定により公表する。
平成 23 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 目的

この計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号）及び第 5 次熊本県保健医療計画に基づき、平成 23 年度に献血により確保する血液の目標量を定めるとともに、献血の推進に関する計画を定めるものである。

2 計画の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

3 平成 23 年度に献血により確保すべき血液の目標量及び献血者数

血漿分画製剤の安定供給を確保するため、厚生労働省から熊本県が確保すべきとして設定された原料血漿確保目標量（13,333 リットル）と熊本県で今年度必要と見込まれる輸血用血液量とを勘案し、確保すべき血液の目標量及び献血者数を次のとおり設定する。

献血の種類		血液の目標量（L）	献血者数（人）
200 mL 献血		196	980
400 mL 献血		24,152	60,380
成分献血	血小板成分献血	4,980	12,450
	血漿成分献血	2,753	6,060
総 数		32,081	79,870

4 献血血液の目標量を確保するために必要な措置

必要な血液量及び献血者を確保するため、以下の取組を行う。

(1) 献血に関する普及啓発活動の実施

県、市町村は、採血事業者等の協力を得て、夏季、冬季及び春季における血液不足傾向を解消するため、キャンペーン等を展開する。

また、400 mL 献血と成分献血の必要性についての理解を求めるとともに、若年層献血のより一層の推進を図る。

ア キャンペーンの実施

- (ア) 愛の血液助け合い運動（7, 8 月）
- (イ) 学生献血クリスマスキャンペーン（12 月）
- (ウ) はたちの献血キャンペーン（1, 2 月）
- (エ) 春の献血キャンペーン（3, 4 月）

イ 移動献血ギャラリーの開催（県内 6 か所程度）

ウ パンフレット・啓発資材の作成配布
各種キャンペーンでの啓発用資材やパンフレット等を作成し、活用する。

エ 広報活動

- (ア) テレビ、ラジオ、ホームページ等での広報
- (イ) 若者向け情報誌、市町村広報誌等での広報

(2) 若年層等の献血者確保対策

ア 小・中学生：将来に亘って安定的に血液製剤を供給していく体制を構築していくため、年代にあった啓発資材を作成・配付するとともに、薬物乱用防止教室等の出前講座を活用し献血の重要性を話して、献血思想を意識付ける。

イ 高校生：県内の公立又は私立の高等学校等と連携体制を整備し、高校生を対象として国が作成した教材を使用し、献血について正しい知識の普及啓発を行うとともに、献血の意義や仕組みを説明する「献血出前講座」や体験学習を実施する。

ウ 大学生：学生献血推進リーダーの研修会等において、同世代に対する献血の効果的な呼びかけ方法の提案や活動発表等を通して、互いに研鑽しながら同世代への啓発活動を更に推進するとともに、学生相互の交流を深める。

(3) 献血推進組織の育成

- ア 市町村献血推進協議会との連携
- イ 市町村担当者及び献血推進リーダーの研修会開催
- ウ 熊本県学生献血推進協議会の活動支援等

(4) 献血受付時の次回協力者確保

献血受付時に献血申込書の確認事項により、「血液センターからの協力依頼を行うこと」についての承諾を得て、季節的あるいは血液型別の血液不足時に協力を依頼する。

5 血液不足等緊急事態における献血の確保

輸血用血液製剤の在庫状況に応じた対応を定めた「血液不足等緊急事態における危機管理対応要項」に基づき、市町村、血液センター及び関係機関と連携を図りながら必要に応じて、注意報の発令や緊急献血等の各種対策を実施する。

6 災害時における献血の確保

地震等の大規模な災害発生時に必要な血液を緊急かつ安定して供給するために、熊本県災害対策本部、市町村、血液センター及び関係機関と連携を密にしながら必要な措置を講じる。

(1) 日本赤十字社九州血液センター（久留米市）の一元管理による速やかな血液の供給

(2) 熊本県災害対策本部による血液搬送手段の確保と訓練

(3) 放送要請に関する協定に基づく献血協力依頼の放送実施、市町村の協力による臨時献血実施等による献血者確保（県とNHKで協定）

熊本県公告第184号

熊本市に事務所を置く高砂土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成23年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	出野 比佐雄	熊本市沖新町4722番地
理事	藤本 元久	熊本市沖新町4713番地
理事	林田 素行	熊本市沖新町4728番地
理事	藤本 直人	熊本市沖新町4723番地
理事	辻野 正敏	熊本市沖新町4724番地4
理事	川上 清	熊本市沖新町4898番地
理事	上村 義博	熊本市中島町2727番地1
監事	森田 康義	熊本市沖新町115番地2
監事	藤本 次義	熊本市沖新町4892番地
就任		
理事	出野 比佐雄	熊本市沖新町4722番地
理事	藤本 元久	熊本市沖新町4713番地
理事	林田 素行	熊本市沖新町4728番地
理事	藤本 直人	熊本市沖新町4723番地
理事	辻野 正敏	熊本市沖新町4724番地4
理事	川上 清	熊本市沖新町4898番地
理事	上村 義博	熊本市中島町2727番地1
監事	森田 康義	熊本市沖新町115番地2
監事	宮崎 辰則	熊本市沖新町4710番地

熊本県公告第185号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
宇土市松山町字六反田144番1、同145番1、同145番3及び同145番4
4、295.71平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市世安町155番地
株式会社セルモ

熊本県公告第186号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、八代港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成23年4月8日

八代港港湾管理者 熊本県
代表者 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 八代港港湾計画の変更の概要
小型船だまり計画（追加）
外港地区
小型栈橋 1基（新規計画）
- 2 港湾計画の縦覧の場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県土木部河川港湾局港湾課

熊本県公告第187号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成23年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字津久礼字下沖野3029番7、同3029番38、同3029番39、同3029番40、同3029番41、同3029番42、同3029番43、同3029番44及び同3029番45
1,261.86平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市尾ノ上一丁目5番20号
株式会社 南栄開発
熊本市月出一丁目2番24号
株式会社 イワイホーム
菊池郡菊陽町新山一丁目9番7号
小平 数敏

熊本県公告第188号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。
平成23年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（基準点測量）	平成22年9月10日から 平成23年3月1日まで	菊池市、阿蘇市、阿蘇郡南小国町、上益城郡御船町、八代郡氷川町、球磨郡五木村

熊本県公告第189号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により平成22年10月28日に行われた届出に対し、同法第8条第1項及び第2項の規定により菊池市及び同市の区域内に居住する者から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。
平成23年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス菊池南店
菊池市片角字西原296番1ほか
- 2 菊池市の意見の概要
周辺地域の生活環境の保持に関しては、設置者の十分な配慮が認められるため、特に問題ないものとする。
- 3 菊池市の区域内に居住する者からの意見の概要
当該店舗の計画地近隣には、既に大型商業施設があり、出店によりこれまで以上の騒音等が懸念される。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び菊池地域振興局総務振興課
平成23年4月8日から平成23年5月8日まで

熊本県公告第190号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により平成22年11月2日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により玉名市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。
平成23年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
司観光開発玉名駅前商業施設
玉名市中字寺畑1686番3ほか
- 2 玉名市の意見の概要
近隣住民に対し十分な説明を行うとともに、交通量、とりわけ歩行者などの多い交差点に隣接する場所であるため、安全対策などに十分に配慮し、周辺地域住民の生活環境

の保持に努め、不測の事態が発生した場合はその都度誠意をもって対処すること。
また、地域の社会活動などまちづくりのための多面的、総合的、継続的な貢献をお願いしたい。

- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び玉名地域振興局総務振興課
平成23年4月8日から平成23年5月8日まで

熊本県公告第191号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成23年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字馬水字西原17番3
1,983.81平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池市大琳寺275番地5
有限会社 泰斗

熊本県公告第192号

都市計画事業の施行について九州地方整備局告示があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告する。
平成23年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成9年建設省告示第343号荒尾都市計画道路事業
3・2・1号荒尾海岸線及び3・4・4号市屋深瀬線
- 3 事務所の所在地 熊本県玉名市岩崎1004-1 玉名地域振興局
- 4 事業施行期間 平成9年3月4日から平成26年3月31日まで
- 5 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし